



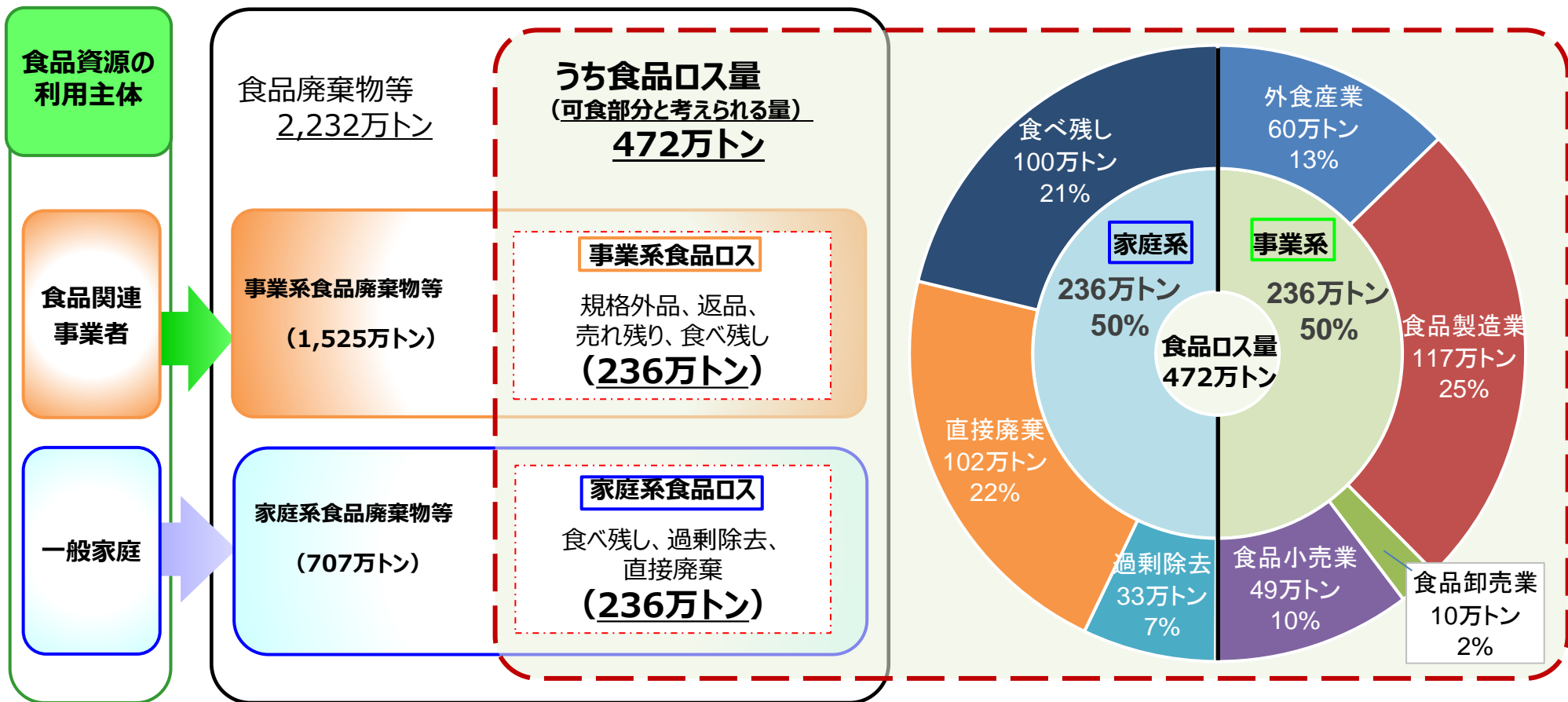
食品ロス削減の取組について

令和6年10月30日（水）

令和6年全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会総会
消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室長 田中 誠

● 食品ロスの発生要因

食品廃棄物等の発生状況と割合 <概念図>



資料：農林水産省及び環境省「令和4年度推計」

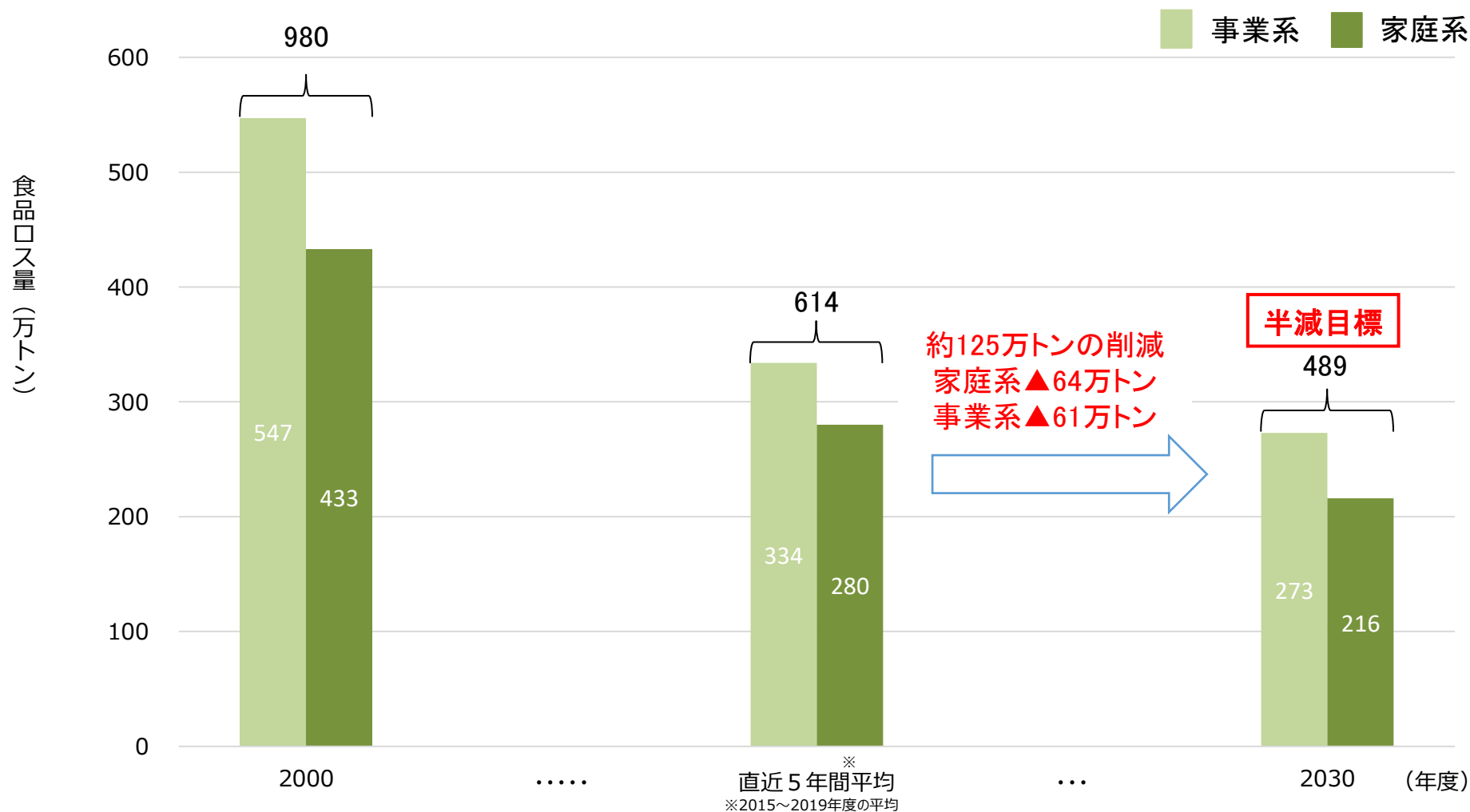
※割合の記載について、少数点以下を四捨五入により端数処理をしているため、合計値が一致しない場合があります。

〔参考〕 産業廃棄物の総排出量は3億7,592万トン（令和3年度）、一般廃棄物の総排出量は4,034万トン（令和4年度）
資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

食品ロス量の削減目標と達成見込み

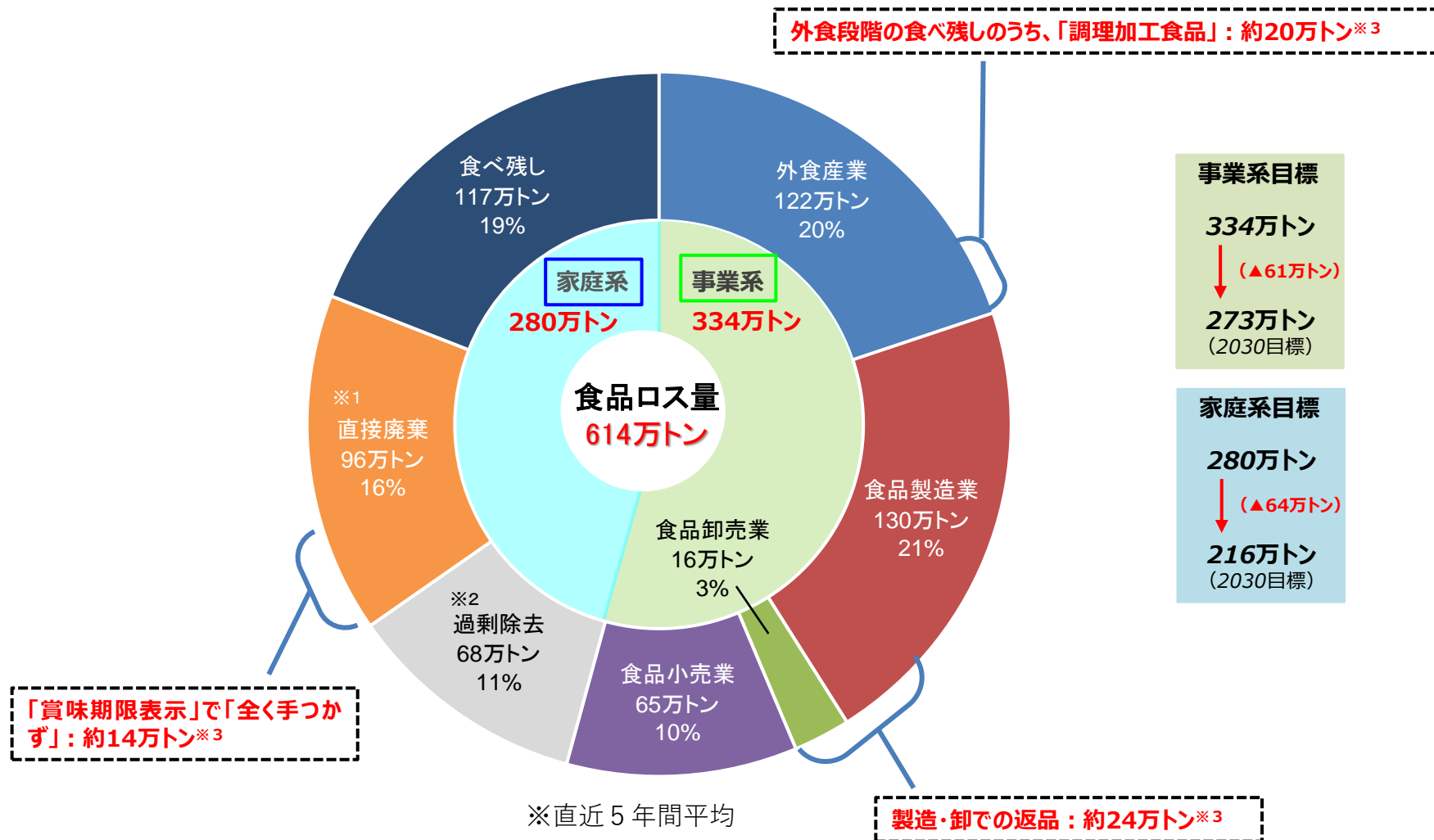
コロナ禍による影響を受けていないと考えられる2020年度・2021年度を除く直近5年間平均の食品ロス量は、家庭系280万トン、事業系334万トン、合わせて614万トンであり、2030年度までの半減目標である489万トンを達成するためには、なお100万トンを超える削減が必要となる。

※2020年度・2021年度の食品ロス量は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う消費者の外出機会の減少や飲食店の営業自粛などによる影響を受けている可能性がある。



商品化後の食品の排出抑制

- 2030年度半減目標の着実な達成のためには、食品廃棄物の排出削減の取組とともに、まだ食べることができる食品の再利用の取組を促進していく必要。
- 商品化後の食品のロス量は、外食での食べ残しのうち持ち帰り得る食品も含め、直近5か年平均ベースで約58万トンと推計。



※1:未開封の食品が食べずに捨てられている ※2:野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている ※3:令和5年3月30日時点の試算値

食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ概要

令和5年12月22日 消費者庁、農林水産省、環境省、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させる政府目標達成に向け、今回の施策パッケージに盛り込まれた施策を中心に、関係府省庁が地方公共団体や関係民間団体とも連携しながら来年度中に着実に実行し、来年度末に予定している「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（2020年3月31日閣議決定）の見直しに反映させる。

●食品ロス量 ※コロナ禍影響年を除く直近5か年（平成27年～令和元年度）平均614万トン（家庭系：280万トン 事業系334万トン）

2021年度：523万トン ※家庭系：244万トン 事業系：279万トン

目標値：489万トン ※家庭系：216万トン 事業系：273万トン

● 施策パッケージの主な内容とその後の施策の展開方向

主な施策項目		2023年度	2024年度	2025～2029年度
食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（2020年3月31日閣議決定）		※基本的な方針見直し（閣議決定）		改定基本的な方針に基づく施策の展開
未利用食品等の提供 (食品寄附)	食品の期限表示の在り方	期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態調査、検討会を通じた「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の見直し、その際「まだ食べることのできる食品」の取扱いについて具体的に検討【消】		新たな期限表示ガイドラインを踏まえた施策の展開
	食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置の具体化	<ul style="list-style-type: none"> 一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、フードバンク等）を特定するためのガイドライン（食品寄附ガイドライン）の官民による作成（関連モデル事業の実施）【消、農、環、厚、こ、法】 食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みに関する官民協力の下での検討【消】 食品関連事業者に対する税制上の取扱いや優良事例の周知・発信【農、消】 		一連の施策実行後、一定の管理責任を果たせる食品寄附関係者による食品寄附活動の促進による食品寄附への社会的信頼の向上し、その上で、食品寄附実態把握、社会福祉や食品アクセスの確保の観点からの食品寄附促進の必要性、社会全体のコンセンサス醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について最終受益者の被害救済にも配慮して法的措置を講じる
	フードバンク団体等を介した食品提供円滑化の強化支援（※別紙参照）	先進的なフードバンクへの輸配送等支援【農】、地方自治体や食品事業者、フードバンク、福祉に関する関係者等が連携して、買物困難者や経済的に困窮している者への食料提供を円滑にする地域の体制づくり支援【農、こ、厚】、食品の無償提供に関わる多様な主体のデータ連携に関するモデル事業の実施【消】、重層的支援体制整備事業等を活用したフードバンク団体等・地方自治体等の連携促進【農】、食事の提供等を行うこども食堂の支援【こ】		寄附食品の管理・流通体制の高度化、地域現場のニーズとの連携の取組の推進
外食	食べ残しの持ち帰り促進	消費者の自己責任を前提としつつ協力する飲食店等が民事・食品衛生上留意すべき事項を規定するガイドライン（食べ残し持ち帰りガイドライン）の策定（関連モデル事業の実施）【消、農、環、厚、法】		食べ残し持ち帰りガイドラインを踏まえた食べ残し持ち帰りの意識変化の推進
事業系 食品廃棄物の排出削減の促進	企業の排出抑制の具体的取組の公表	食品業界・消費者・行政が構成員となる「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」の設置、商慣習（納品期限、賞味期限の安全係数・大括り表示等）の見直し等に係る取組の促進【農】		事業系食品ロス削減対策の更なる強化
	1/3ルール等商慣習見直し促進			
	食品のリユース促進			
	食品ロス状況把握と削減策促進	家庭系食品ロス発生要因の分析、家庭系食品ロスの効果的削減策に関する手引きの作成【環】		
	国民運動「デコ活」によるライフスタイル変革促進	デコ活の推進、新しい豊かな暮らし製品・サービス実装支援、デコ活アクション呼び掛け【環】		家庭系食品ロス削減対策の更なる強化 ライフスタイルの変革促進
	期限表示の正しい理解の促進	賞味期限の愛称（「おいしいめやす」）の周知【消】		期限表示の理解促進
	経済損失と環境負荷試算	算出法確立 食品ロス量と併せて経済損失と温室効果ガス排出量の試算値を公表【消、農、環】		
	地域主体モデル事業取組強化	サーキュラーエコノミー地域循環モデル構築【経】、食品廃棄ゼロエリア創出【環】		サーキュラーエコノミー加速化、食品廃棄ゼロエリア創出
	学校、保育所、認定こども園、幼稚園への栄養教諭・栄養士等の配置拡大	栄養教諭を中核とした指導の充実【文】、栄養教諭に係る定数改善と計画的な採用等の働きかけ【文】、保育所・認定こども園・幼稚園への栄養士・栄養教諭の配置支援【こ、文】		
	国主催イベント等での削減取組	2025大阪・関西万博啓発手法検討、資材開発【消】		2025大阪・関西万博、園芸博会場での啓発
その他	ICT等の活用	ICTを活用した売れ残り等の課題解決【農】、サプライチェーン効率化のための調査・実証・啓発【経】		

二〇三〇年度までの半減目標の達成

食品ロス削減に係る背景とこれまでの取組

- ▶ 世界では、2015年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）において、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる目標を設定。
- ▶ 我が国では、2000年に「循環型社会形成推進基本法」及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」が制定され、食品ロス削減を推進してきたが、SDGsの国際目標の達成に向け、2019年に議員立法によって「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定。
- ▶ 「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、2020年3月末に「**食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針**」を閣議決定。
事業系食品ロス及び家庭系食品ロスそれぞれで、2000年度比で2030年度までの半減目標を設定。
- ▶ 今般、昨年末関係省庁で取りまとめた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」に基づき、未利用食品等の提供（食品寄附）の促進に向けたガイドライン策定、食品事業者による食品ロス削減の取組の開示促進、食品の期限表示の見直し、デコ活等も活用した消費者の行動変容の推進等を実施しており、年度末の基本方針の5年後見直しへ反映する。

食品ロスの削減とは

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的取組。「事業系食品ロス」（規格外品・返品・売れ残り）と、「家庭系食品ロス」（家庭での食べ残し・直接廃棄・過剰除去）が存在。



食品ロスの削減の推進に関する基本方針の見直し ※本会議で年度末にかけて議論いただき、今年度末までに改定を閣議決定予定

<食品ロス削減・食品寄附を巡る現状>

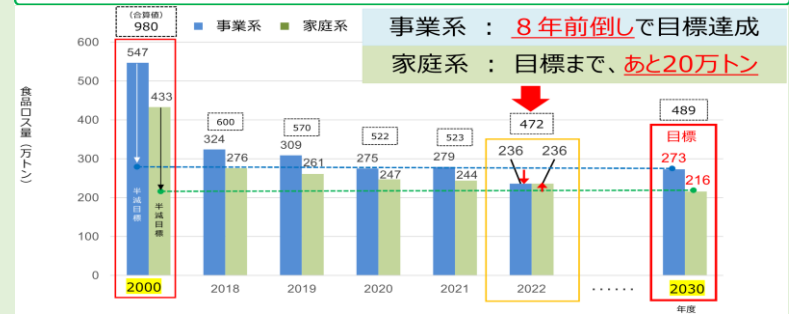
- ▶ 直近（2022年度）の食品ロス量は、**事業系食品ロスは236万トン・家庭系食品ロスは236万トンであり、いずれも着実に減少。**
- ▶ 特に**事業系食品ロスについては、半減目標（2030年度までに273万トン）を達成。**家庭系食品ロスは半減目標（2030年度までに216万トン）まであと20万トン。
- ▶ これらの食品ロス量（事業系・家庭系の合算）の**経済損失の合計は4.0兆円以上**
- ▶ 物価高騰や物流の2024問題、食品流通等におけるAI活用やDX、食料安全保障や食品アクセスの確保など、前回の基本方針の制定時から社会情勢が変化。
- ▶ 食品寄附は、食品ロス削減とともに、子ども食堂や生活困窮者などへの支援にも繋がる。子ども食堂数はコロナ禍において大きく増加。フードバンク団体活動数も増えているものの、我が国の食品寄附の量は、海外と比較して著しく低い水準であり、フードバンクへの食品寄附等に対する潜在的な需要が十分に想定される。

<基本方針の改定の考え方>

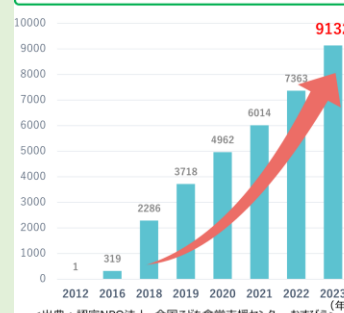
- ① 「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」において2024年度中に実施されることとなっている施策の進捗を踏まえて施策の拡大を図ること。
- ② 物流問題や人手不足等の社会変化や、DX・AIといったイノベーションを契機とした、ベンチャーやスタートアップを含む多様なプレイヤーによる取組の支援や、アジアや国際社会をリードできるような施策の推進を図ること。
- ③ 政府において、食品ロスの削減、食品寄附の促進、食品アクセスの確保を一元的に発信し、福祉等とのシナジーを図るとともに、地域においても、地方自治体や事業者、福祉団体及びNPO等の連携体制を構築し、総合的な取組の促進を図ること。

食の環（わ）プロジェクト（詳細は次ページ）

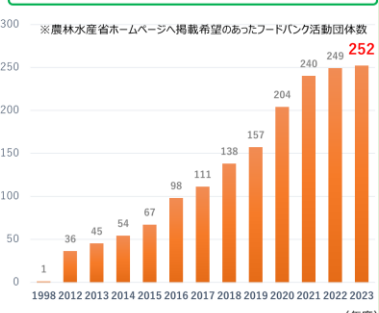
食品ロス量の推移と削減目標



子ども食堂の施設数



国内のフードバンク活動団体数



食品寄附量の国際比較（フードバンク取扱い分のみ）

国	食品寄附量 (万トン)
アメリカ	739万トン (2018年)
イギリス	3.3万トン (2018年)
フランス	11.5万トン (2019年)
日本	1万トン程度

● 食品ロス削減推進計画の策定状況

食品ロス削減推進計画の意義

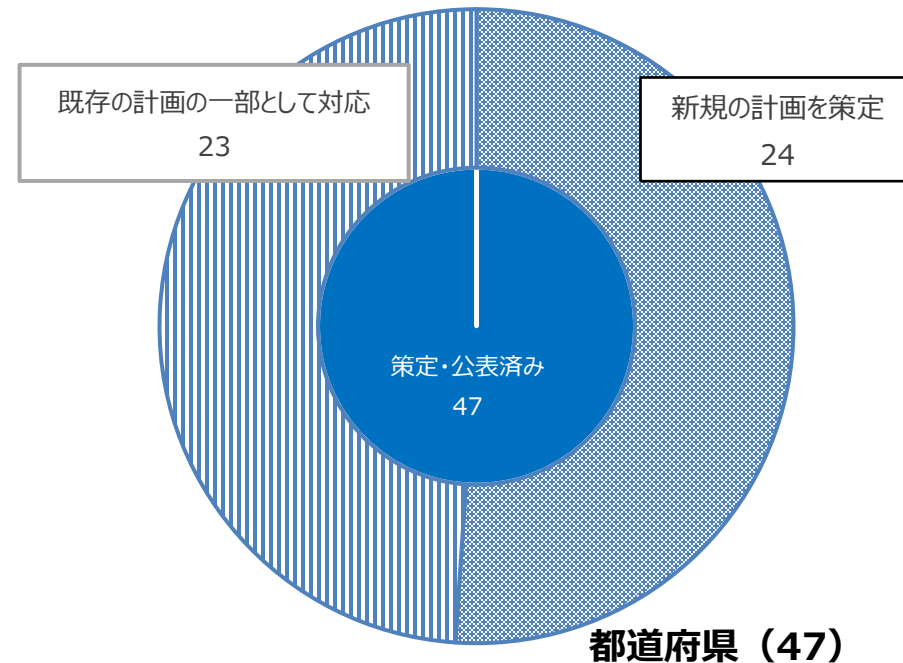
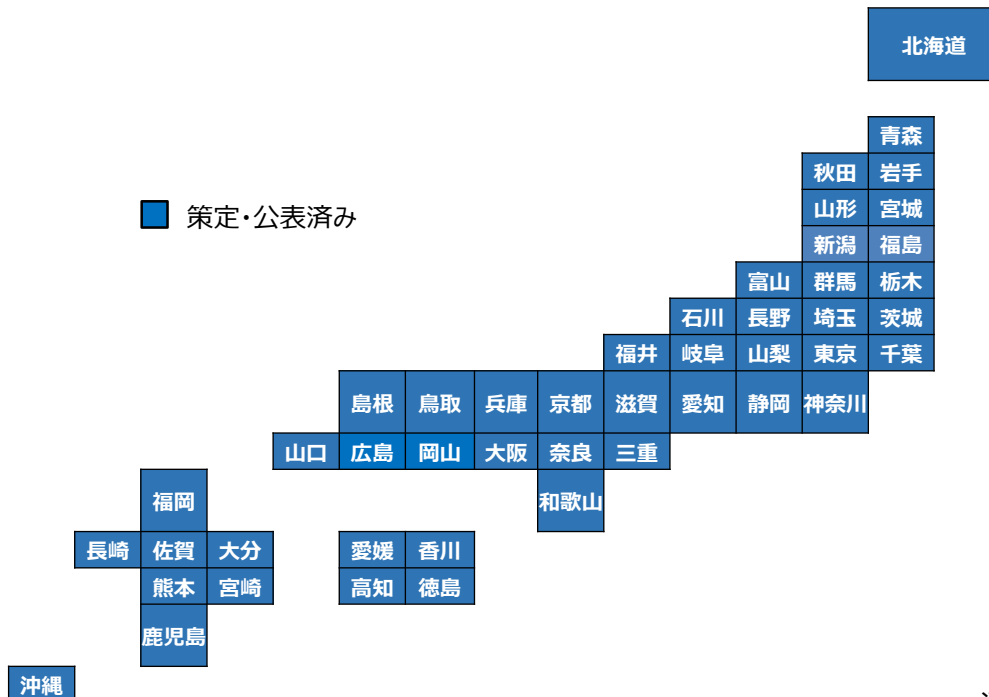
食品ロス削減推進法 第12条、第13条

都道府県及び市町村※は、食品ロス削減推進法の基本方針を基に、食品ロス削減推進計画を策定（努力義務）

※市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて策定することが望まれる。

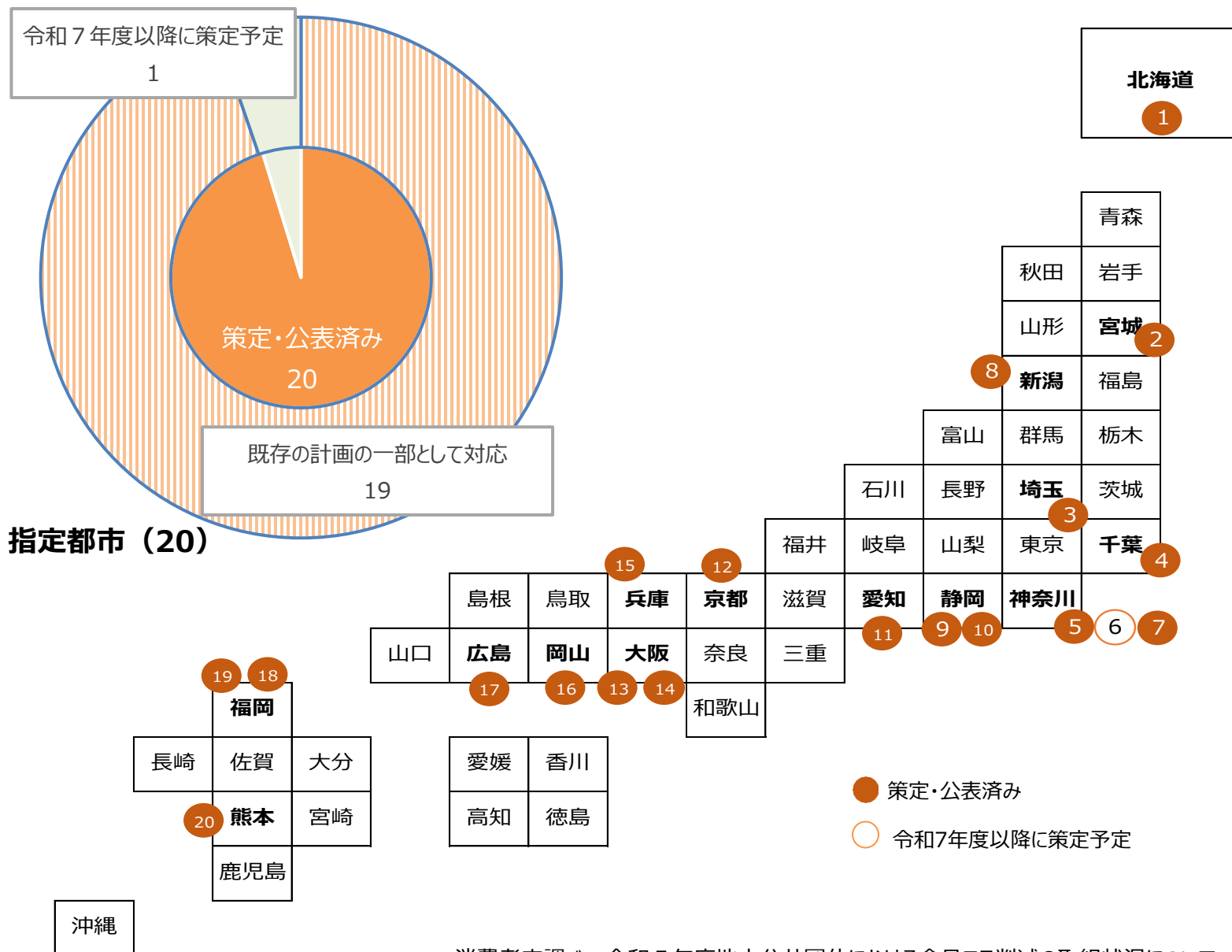
- 我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要。
- 食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するもの。

食品ロス削減推進計画の策定状況（47都道府県）



食品ロス削減推進計画の策定状況（20指定都市）

- | 指定都市 |
|---------|
| ① 札幌市 |
| ② 仙台市 |
| ③ さいたま市 |
| ④ 千葉市 |
| ⑤ 横浜市 |
| ⑥ 川崎市 |
| ⑦ 相模原市 |
| ⑧ 新潟市 |
| ⑨ 静岡市 |
| ⑩ 浜松市 |
| ⑪ 名古屋市 |
| ⑫ 京都市 |
| ⑬ 大阪市 |
| ⑭ 堺市 |
| ⑮ 神戸市 |
| ⑯ 岡山市 |
| ⑰ 広島市 |
| ⑱ 北九州市 |
| ⑲ 福岡市 |
| ⑳ 熊本市 |



食品ロス削減推進計画の策定状況 <市区町村>

市区町村において、「策定・公表済み」と回答したのは、213自治体。「令和6年度に策定予定」は、36自治体。「令和7年度以降に策定予定」は、35自治体。半数以上の自治体が「現時点では策定予定はない」と回答。

市町村食品ロス削減推進計画の共同策定について (令和4年2月 事務連絡発出)

事務連絡
令和4年2月

各都道府県
食品ロス削減に関する窓口部局 御担当各位

消費者庁 消費者教育推進課
食品ロス削減推進室

市町村食品ロス削減推進計画の共同策定について

日頃より消費者行政、特に食品ロス削減の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

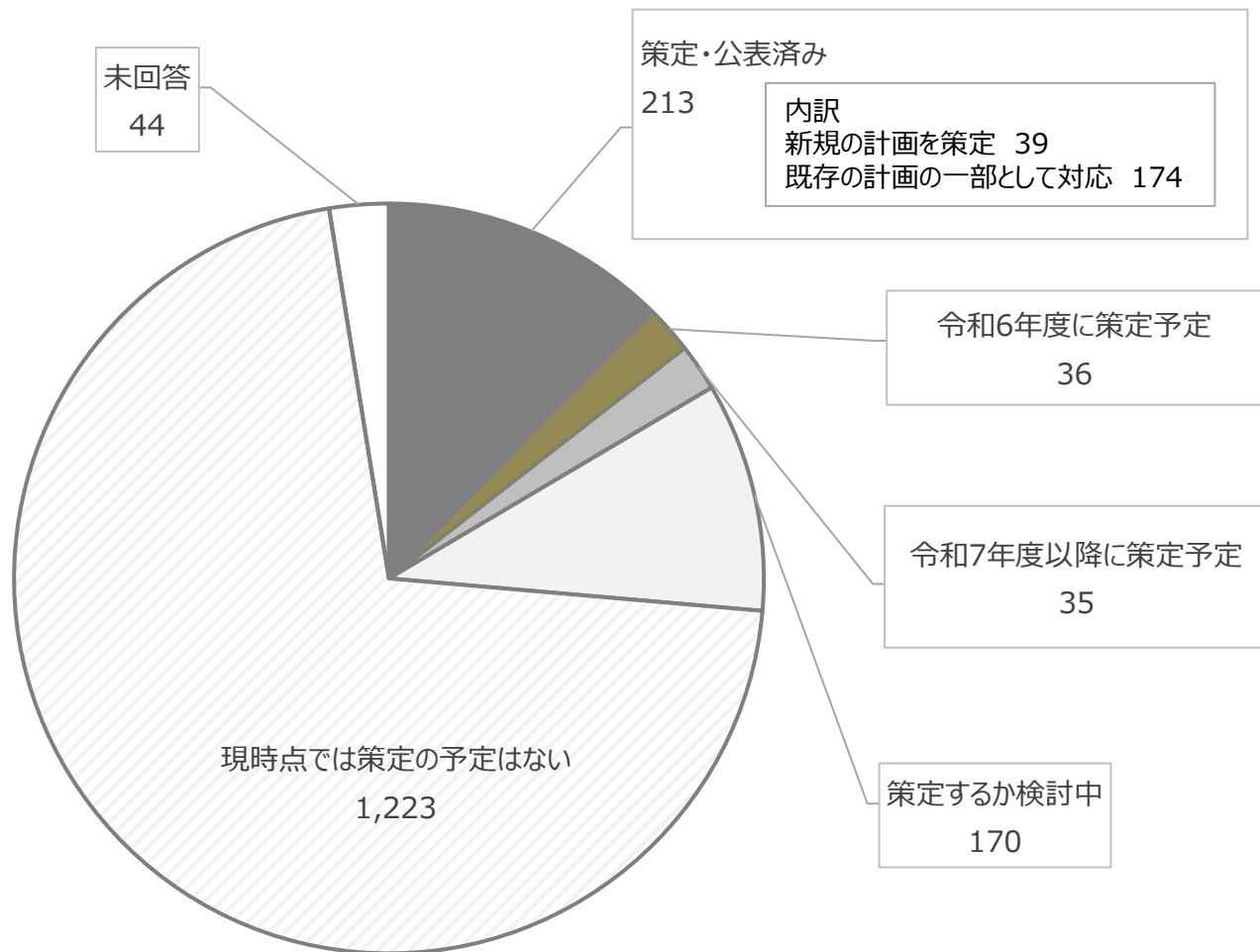
「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、市町村が策定する「市町村食品ロス削減推進計画」については、地域の実情に応じ、各市町村において策定することとされているところ、令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、「市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。」ことが明記されたところです。

つきましては、市町村食品ロス削減推進計画の策定については、複数市町村による共同策定を可能とするものとして、各都道府県から市町村へ改めて当該計画の策定を促すようよろしくお願い申し上げます。

なお、令和2年度時点で、「都道府県食品ロス削減推進計画」は約6割の都道府県が策定済みとなっており、「市町村食品ロス削減推進計画」については、策定率が2%に留まっており、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要です。食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興等の観点から、重要な位置付けを有するものと考えており、引き続き、計画の策定の推進に御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

【参考】
○食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針
Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/pdf/promote_200331_0001.pdf
○「経済財政運営と改革の基本方針2021」
3. 国と地方の新たな役割分担等（地方自治体間の補完・連携等）
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2021/2021_basicpolicies_ja.pdf

【問合せ先】
〒100-8958
千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階
消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室
担当：中根、鈴木、橋本
電話：03-3507-9244(直通)
Mail：no-foodloss@caa.go.jp



市区町村 (1,721)

食品ロス削減推進サポーターの育成に向けた概要

我が国の食品ロスの現状

- ・食品ロス量（令和元年度） 472万トン
≒国連世界食糧計画（WFP）により食料援助量（約480万トン）
- ・国民一人あたり年間38Kg

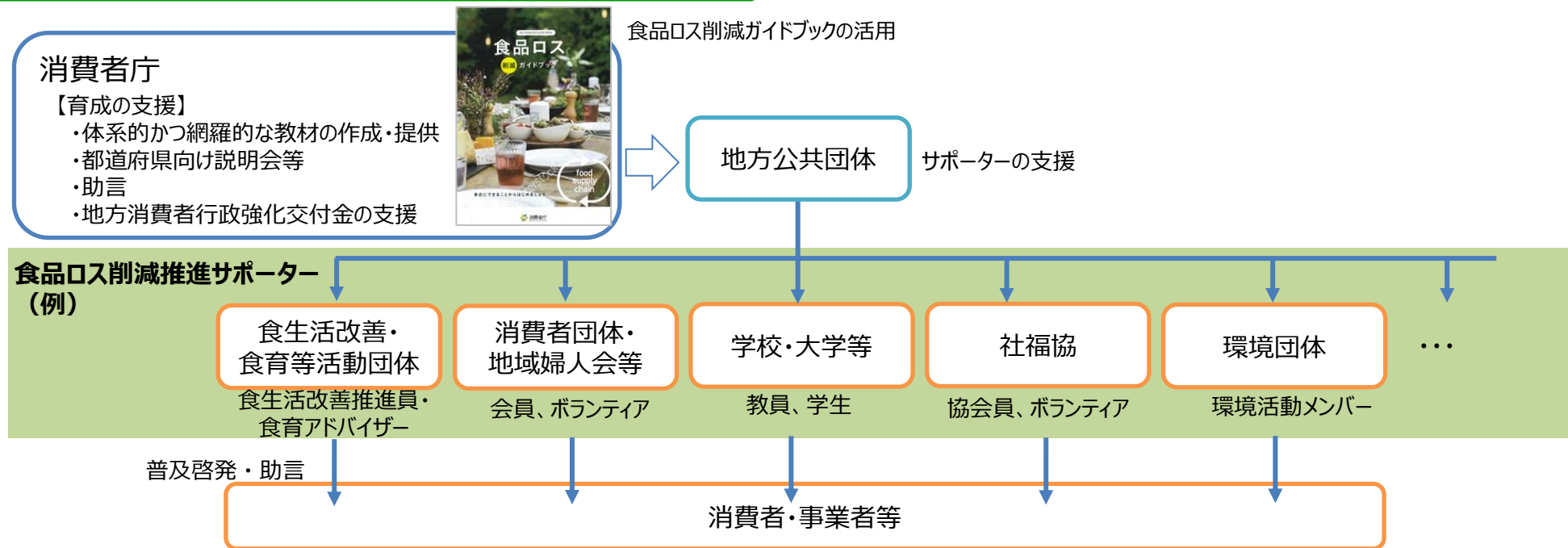
我が国の食品ロス削減の目標

2030年度の目標として、2000年度比に対して半減
（980万トン → **489万トン**）

食品ロス削減推進法の基本方針・基本的施策（抜粋）

- ・食品ロスの削減に向けて、国民各層がそれぞれの立場において主体的に課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要。
- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発、提供等を推進。 ⇒消費者庁は「食品ロス削減ガイドブック」を作成

食品ロス削減推進サポーター育成の体制イメージ



食品ロス削減推進サポーター育成

自治体や団体と連携し、地域に根差した食品ロスに関する周知啓発、削減の取組を進める食品ロス削減推進サポーターを育成するため、令和4年7月から、消費者庁開催「食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座」を実施。

民間団体・個人等のほか、自治体職員も登録

オンライン受講者

《消費者庁作成「食品ロス削減ガイドブック」を使用したオンライン講座の様子》

The slide shows '02 持続可能な開発目標 (SDGs) と食品ロスの削減' with a bar chart of food waste volume and a 'food supply chain' diagram. The video shows a man in a suit speaking from a '事務局2' (Office 2) location.

▼第4回オンライン講座の開催は、令和6年2月ごろを予定

サポーター登録申請者 約 3,200人※

※令和6年10月17日時点。申請は随時受付中
※オンライン講座・試験を踏まえてサポーターとして活動希望する者

申請後、消費者庁が認定した者へ認定証、認定バッジの送付



サポーターとしての活躍の場 (例)

- 地方公共団体が開催する食品ロス削減に関する講座
- 自団体内で開催する学習会
- 地域イベントでの啓発 (イベント、ファーマーズマーケット、展示会等)
- 学校現場でのSDGs、環境、社会、家庭科、食育等での出前授業
- 地元の一般事業者への社員教育
- 地元の食品事業者等への食品ロス削減の助言等

○消費者庁によるサポーター向け支援

食品ロス削減特設サイト、SNS、メルマガによる情報提供、また啓発資材の提供。
年1回、サポーターからの活動報告をもとに状況を把握し、報告内容について情報共有。

《消費者庁食品ロス削減特設サイト
食品ロス削減推進サポーター向けページ》

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/supporter/>



食品ロス削減推進サポーター向けページ

ホーム / 食品ロス削減推進サポーター

本ページは、食品ロス削減推進サポーター（認定受講者を含む）への情報提供を目的としたページです。
(非公表資料については、メール添付でご案内いたします。)

サポーター制度について

- (参考) 地方公共団体向け食品ロス削減推進サポーター制度の運用について【令和4年4月更新版】(PDF)

サポーター育成講座 案内

第1回食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座のプログラム等は、以下事務局をご確認ください。

- 事務局「食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座の開催について(案内・依頼)(地方公共団体向け)」(PDF)
- 案内文「食品ロス削減推進サポーター育成講座の開催について(団体向け)」(PDF)

サポーター講座 受講者向け資料

- 食品ロス削減ガイドブック (PDF版) (デジタルブック版)
- サポーター講座後の試験(問題+小論文) (PDF版) (Word版)

(採点及び合格について)
設問は「食品ロス削減ガイドブック(以下、ガイドブックという)」の内容から出題します。小論文については、「サポーターになった際の目標」を記載していただきます。
試験の解答は、団体の代表者もしくはご本人でガイドブック等を参照しながら、採点していただきます。解答が誤っていても、ガイドブックを再度確認し、復習していただくことで、再試験等は必要ございません。小論文も、サポーターとしての目標を明確に記載した

《消費者庁 食品ロス削減啓発チラシ・冊子》



← 消費者庁食品ロス削減【公式】
466 件のツイート

プロフィールを編集

消費者庁食品ロス削減【公式】
@caa_nofoodloss

消費者庁食品ロス削減担当です。食べもののムダをなくすための情報を発信していきます。
[no-foodloss.caa.go.jp/index.html](https://www.no-foodloss.caa.go.jp/index.html)

📍 東京都千代田区霞が関 [caa.go.jp/policies/polic...](https://www.caa.go.jp/policies/polic...)
📅 2020年7月からTwitterを利用し、しています

《消費者庁食品ロス削減Twitter》

https://twitter.com/caa_nofoodloss

自治体における食品ロス削減推進サポーターの支援・連携例

- **サポーターが活躍できる「場」の提供**（講座の開催やイベントでの起用）

※サポーター育成においても同様

- 可能な範囲で、**講座の開催場所や通信手段などの支援**

- **開催の案内・周知**

- サポーターの育成や**活動に必要な資材の提供**

（消費者庁作成の「食品ロス削減ガイドブック」や参考資料、地方公共団体作成の啓発資材等）

- **サポーターへの助言**

- 食品ロス削減に向けた**実態把握、地域の特性の把握、地元事業者などと連携して収集した情報等の**

サポーターへの提供

→これから推進計画を策定する場合には、計画に盛り込む内容の参考にもなる

- サポーターの登録状況を把握し、**講座を希望する者への講師派遣の紹介・斡旋等**

- **サポーターの仲間を増やすための周知・案内**

概要

- 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援
- 消費生活相談員、消費者行政職員等のレベルアップのため、消費者トラブル等に関する研修の参加に必要な経費を支援
- 引き続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援

地方消費者行政強化事業(1. 2. は原則補助率 1/2、3. は定額)

1 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化*

事業メニュー

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。(1)の一部事業メニューの補助率は定額。

- (1) 情報化対応の推進(メール、SNS等を活用した消費生活相談のデジタル対応、デジタル補助員の設置に係る経費など)
 - ・自治体連携の促進による相談体制の維持・充実(指定消費生活相談員及び主任相談員による相談機能の強化、広域連携の立上げなど)
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (3) 消費者教育・啓発への取組
- (4) SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- (5) 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

・食品ロス削減の周知・啓発
・食品ロス削減推進計画の策定
・食品ロスの実態調査
・フードドライブ・フードバンク支援
・食品ロス削減推進サポーター育成
・食品ロス削減全国大会の開催
等に活用いただけます。

2 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ

研修メニュー

- (1) 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応
- (3) 消費者教育・消費者政策の普及啓発(新型コロナウイルス感染症に)
- (4) 消費者政策に関連する法改正等への対応

3 靈感商法を含めた悪質商法対策事業

事業メニュー

- (1) 消費者被害の防止・早期発見(消費者教育の推進・周知啓発、消費者安全確保地域協議会の構築、運営)
- (2) 消費生活相談等の機能強化(消費生活相談の機能強化、悪質事業者等への対応強化)

地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率: 定額)

- 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援

「食の環（わ）」プロジェクトロゴマークのコンセプト



「食の環（わ）」プロジェクトの背景

- ▶25年ぶりの「食料・農業・農村基本法」の見直しにおいて、「食品アクセスの確保」の考え方を明記。具体的には、経済的、物理的に食品にアクセス困難な方々に健康な食生活を享受できるようにする取組を政府として推進していく必要。
- ▶「食品ロス削減」や「食品寄附促進」に加え、「食品アクセスの確保」に向けた取組を関係府省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるように、**食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を包括する概念**を「**食の環（わ）**」と呼ぶことについて、関係府省庁で申合せ。

＜「食の環（わ）」プロジェクトに向けた施策の全体像（概要）＞

食品ロス削減	（食品の）経済的アクセス	（食品の）物理的アクセス
排出削減の取組 (公表・商慣習見直し・国民運動等)	食料提供に向けた体制づくり (地域の関係者が連携して取り組む協議会の設置等支援)	
食品寄附の促進 (期限表示、保険、DX)	食料提供に資する体制づくり (食料支援等を通じたつながり創出)	移動販売等の拠点となる施設整 店舗への交通手段の確保
フードバンク・子ども食堂等を介した食品寄附への支援 (食品寄附ガイドライン作り、フードバンク・子ども食堂等の活動支援等)		
食べ残し持ち帰り促進 (持ち帰りガイドライン作り)	フードバンク・子ども食堂等への食料提供 (備蓄米無償交付等)	移動販売等で店舗を届ける 商品を届ける (ラストマイル配送支援等)
		食品アクセスの状況や対策事例等

「食の環（わ）」プロジェクトロゴマークのコンセプト

●コンセプト

子どもたちと、彼ら・彼女らを囲む様々な「食」（我が国で育まれた豊かな食と生命である、お米、野菜、果物、肉類、魚介類など）を表しています。

それ自体が生命である食を無駄にせず、必要とする人々に供給され、人々の生命を育むという“食（生命）の循環”によって、人や自然が共生する社会の実現を目指し、官民一体で、「食の環（わ）」プロジェクトロゴマークの使用を通じて、食品ロスの削減や食品寄附の促進、食品アクセスの確保に寄与する活動を後押ししていくこととします。

●色について

- ・「食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保」の3つの施策を包括する概念である点、色を多用せずシンプルにする点から、3色使いとしました。
- ・共生社会を意識し、子どもから大人まで親しみをもてる柔らかい色使いとしました。

●モチーフについて

- ・「食」を通して、人がつながる「食の環（わ）」を表現しました。
- ・子どもたちの両サイドから円形に、日本人の主食である「お米（稲穂）」や野菜、果物、肉類、魚介類などを配置し、人々の食生活（暮らし）が循環していくようなイメージを表現しました。



「食の環（わ）」プロジェクトロゴマークの利用について

「食の環（わ）」プロジェクトにご賛同いただける方は、以下の使用規程をご確認の上、届出いただくことで、「食の環(わ)」プロジェクトロゴマークを名刺や資料に使用することが可能です。



<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/shokunowa/>